

議案第29号 説明資料

幕別町町営住宅条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町町営住宅条例 (平成6年9月26日 条例第15号)</p> <p>第1条～第7条 略</p> <p>(入居の手続)</p> <p>第8条 町営住宅の入居決定者は、決定のあった日から15日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) <u>原則として町内に居住し、かつ入居決定者と同等以上の収入を有する者で、町長が適当と認める連帯保証人の連署する請書</u>を提出すること。</p> <p>(2) 第10条の規定により敷金を納付すること。</p> <p>2 町営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、前項の規定にかかわらず、町長が別に指示する期間内に同項に定める手続をしなければならない。</p> <p>3 町長は、特別の事情があると認める者に対しては、<u>第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととし、又は同項第2号に規定する敷金の減免若しくは徴収の猶予をすることができる。</u></p> <p>4 町長は、町営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、町営住宅入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>5 町長は、町営住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対し速やかに町営住宅の入居可能日を通知しなければならない。</p> <p>6 町営住宅の入居決定者は、前項にて通知された入居可能日から7日以内に</p>	<p>○幕別町町営住宅条例 (平成6年9月26日 条例第15号)</p> <p>第1条～第7条 略</p> <p>(入居の手続)</p> <p>第8条 町営住宅の入居決定者は、決定のあった日から15日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 請書を提出すること。</p> <p>(2) 第10条の規定により敷金を納付すること。</p> <p>(3) <u>成人を緊急連絡人とした緊急連絡人届出書を提出すること。</u></p> <p>2 町営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、前項の規定にかかわらず、町長が別に指示する期間内に同項に定める手続をしなければならない。</p> <p>3 町長は、特別の事情があると認める者に対しては、<u>第1項第3号の規定による緊急連絡人届出書の提出を必要としないこととし、又は同項第2号に規定する敷金の減免若しくは徴収の猶予をすることができる。</u></p> <p>4 町長は、町営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、町営住宅入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>5 町長は、町営住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対し速やかに町営住宅の入居可能日を通知しなければならない。</p> <p>6 町営住宅の入居決定者は、前項にて通知された入居可能日から7日以内に</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>入居しなければならない。ただし、特に町長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>第9条～第16条 略</p> <p><u>(届出義務)</u></p> <p><u>第16条の2 入居者が町営住宅を引き続き15日以上使用しないとき、又は入居後において、連帯保証人の欠員その他の異動が生じたときは、町長の定めるところにより、届出をしなければならない。</u></p> <p>第17条～第24条 略</p>	<p>入居しなければならない。ただし、特に町長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>第9条～第16条 略</p> <p><u>(届出義務)</u></p> <p><u>第16条の2 入居者は、町営住宅を引き続き15日以上使用しないときは町長に届出をしなければならない。</u></p> <p><u>2 入居決定者又は入居者は、緊急連絡人届出書を提出した後において緊急連絡人に欠員その他の異動を生じたときは、速やかに新しい緊急連絡人を選任し町長に届出をしなければならない。</u></p> <p>第17条～第24条 略</p>